

登録有形文化財

「登録有形文化財」上高地 釜ヶ淵砂防堰堤(昭和19年竣工)

最近の社会情勢の変化などで、文化財が社会的評価を受ける前に消滅する危機的な状況にあることから、築造後50年を経過した貴重な建造物を幅広く後世に継承するため、

平成8年度に「登録有形文化財」制度がつくられています。 釜ヶ淵堰堤は、この制度によって平成14年9月3日、文 化庁より「登録有形文化財」としての登録を受けました。

「登録有形文化財」の登録基準

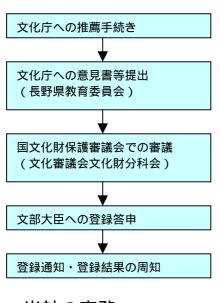
築後 50 年以上経過した建造物であり 国土の歴史的景観に寄与しているもの 造形の規範となっているもの 再現が容易でないもの



釜ヶ淵堰堤(築50年以上)の特徴

堰堤からの落水が天然滝に見え、景観的にも評価が高い。 上高地のランドマークとして来訪者に親しまれている。 わが国最初期、最大規模のアーチ式高堰堤でその後の手本になった。

「登録有形文化財」登録の流れ





当社の実務

この登録に関しては、財団法人砂防フロンティア整備推進機構のご指導のもと、国の「登録有形文化財」への登録申請業務を 行い、この有形文化財の保全に関する維持・管理方法について具体的な検討を行っています。